

牟田事務所 許認可通信

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2022. 10

【建設】 【運送】 【産廃】 【その他】

★建設業★ 営業停止も！建設業許可 協力会社さん大丈夫？

一昨年から始まったコロナにより、世の中が一変してしまいました。私たちと関係が密接な行政も建設業許可の更新を申請しても期限内に新しい許可証が届かないことが多々ありました。今でも、ある建設事務所では、事業年度終了届が返送されるのに 1 か月もかかる始末です。



○建設業法 第 28 条の「指示及び営業の停止」

皆様のまわりでも、コロナ感染による人手不足、資材不足等、大変な状況が続いております。しかし、こんなときでも、行政への届出・申請は確実に行わなければなりません。特に皆さまの協力会社様！ そろそろ許可の更新の時期ではありませんか？ 建設業許可は、5 年ごとに更新の申請が必要です。有効期間の満了日が土・日曜日等でも、その日を過ぎると失効してしまいます。

専門工事で請負契約が 500 万円未満、建築一式工事で請負契約が 1,500 万円未満等の軽微な工事なら許可は不要です。しかし、この金額を超える額を 許可が失効して許可を持たない建設業者に請け負わせてしまったら、業法第 28 条第 3 項により、発注者も営業停止になります。

○「平成 29 年」はキケン 許可番号の確認は国交省の検索システムで！

インボイス制度のスタートまで 1 年を切り「適格請求書発行事業者登録」確認のため、番号確認を行っておられる時期ではありませんか。併せて協力会社様の建設業許可番号の確認も

願います。許可番号が「般-29」や「特-29」ならば今年度が更新の年です。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

建設業者 検索

① 商号又は名称 (全角カナ検索) ② 商号又は名称 (漢字検索)

許可番号 許可業 号 号

所在地検索指定 都道府県選択

業種指定 業種 (略号)

業種所キーワード

検索結果表示 | 10 | 件ずつ表示

検索 クリア

「建設業者 検索」 クリックで検索できます。

大事な協力会社さん 大忙し！
「許可の更新」忘れていませんか(')

つい毎年の事業年度終了届が未届け、勤務年数が足りず「経營業務の管理責任者」「専任技術者」がいない！なんてことも…。有効期限を過ぎてしまったら、申請手数料も 9 万円、場合によっては預貯金 500 万円以上の残高証明も必要になります。

ご心配な方は「森本」まで！ インボイスのご相談もどうぞ！

★運送業★ ついに！ 改善基準告示見直し！！

改善基準告示は平成9年の改正以降、実質的な改正は行われておりません。この間に運送業界も大きく変わりました。平成の始めから現在までで運送事業者の数は約1.5倍、トラック運転者の求人倍率は2.75倍に増えました。



こうした中、2019年4月に働き方改革がスタートして3年が経ちました。自動車運転の業務には5年の猶予があり2024年4月に施行される予定で、時間外労働に960時間の上限が適用されます。

また、改善基準告示の改正は今年の12月頃決定される予定ですが、9月に一足先に改正案が公表されました。改正案の内容は以下のとおりです。

拘束時間

	現行	案
1年	3516時間	原則:3300時間
1か月	原則:293時間 最大:320時間	原則:284時間 最大:310時間
1日	原則:13時間 最大:16時間	原則:13時間 最大:15時間 例外:16時間

休息期間

	現行	案
休息期間	継続8時間	継続11時間基本 9時間下限

運転時間

	現行	案
運転時間	1日9時間 1週平均44時間	現行どおり
連続運転時間	4時間	原則:4時間(運転の中断は原則休憩) 例外:やむを得ない場合30分延長可

特例

	現行	案
分割休息	継続4時間以上合計10時間以上	継続3時間以上 合計10時間以上 3分割の場合 合計12時間以上
2人乗務	拘束時間最大20時間	原則:拘束時間最大20時間 例外:拘束時間最大24時間(車内ベッドがある場合)

2024年に向けて今から取り組めば間に合います！！

また、来年4月からは60時間超の時間外労働の割増率も50%以上です！

そして取り組むなら「働きやすい職場認証制度」も併せて取得しましょう！



詳細は田口まで！(^^)！

★産廃業★

～危険な盛り土の規制強化！～

■ 熱海市伊豆山土石流災害をうけて

2021年（令和3年）7月に静岡県熱海市で起きた大規模な土石流災害。

不適切に造成された盛り土が原因で26人の尊い命が奪われました。全国のあちこちでこうした危険な盛り土等の規制が十分に成されていない現状を受け、国は「宅地造成等規制法」を抜本的に改正、「宅地造成及び特定盛り土等規制法」（通称：盛り土規制法）とし、土地の用途にかかわらず危険な盛り土等を包括的に規制する方針を固めました。早ければ2023年5月に施行されます。

■ 2023年5月 宅造法改正→「宅地造成及び特定盛り土等規制法」へ

「宅地造成及び特定盛り土等規制法」（通称・盛り土規制法）は下記4点を基本方針にしています。

（1）スキマのない規制

- ・都道府県知事等が、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛り土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ・農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛り土等を許可制にする

（2）盛り土などの安全性の確保

- ・盛り土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- ・許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
[1]施工状況の定期報告、[2]施工中の中間検査及び [3]工事完了時の完了検査を実施

（3）責任の所在の明確化

- ・盛り土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ・災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できることとする

（4）実効性ある罰則措置

- ・抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例による罰則の上限より高い水準に強化

（※最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下）

改正により、各自治体の長が危険な区域を「規制エリア（特定盛り土等規制区域（特盛区域）」として指定でき、区域内での盛り土は許可制となります。また、盛り土行為を「宅造」「特定盛り土等」「一時堆積」等に分け、規制区域ごとに災害防止のために許可基準を設ける、施工の中間報告や工事完了後の検査を実施するなど規制・監視の目を強化します。しばしば問題となる建設発生土ヤード等の「一時堆積」についても新たな技術基準が整備されます。さらに、盛り土のある土地所有者だけでなく、崩落が発生した原因の行為者にも是正措置を命令できるようにしたほか、無許可造成や是正措置命令に従わなかった個人に対し、最大1000万円、法人には最大3億円という非常に厳しい水準の罰則を規定しています。

熱海市の土石流災害を教訓とし、あんな人災をもう起こしてはいけない！という意思が垣間見える、そんな法改正ですね。

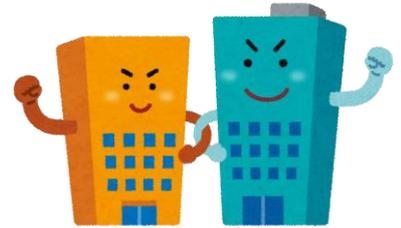
白木慧菜

★その他★ 「事業承継・M&Aと許認可」シリーズ

運送業のM&A

運送業界では近頃コロナの影響もありネット通販市場が大流行、宅配便の需要は引き続き伸びていくと予想され運送業界のニーズは増加の一途です。

その一方で、深刻な人手不足や運送業界は多重下請け構造であり、ユーザー企業から仕事が大手企業へと受注された後、子会社や中小企業に仕事が下請けされていく流れになっているため、後継者がいなかったり、荷主や取り扱い荷物の都合により、一つの会社ではやりづらい場合があるため、合併、分割、譲渡譲受等の事業再編の需要が高くなっています。



譲渡譲受

今ある一般貨物自動車運送事業許可を別会社に譲渡したい、というケースです。
こちらは分割と異なり、譲渡なので**元会社の許可は譲渡認可完了と同時に消滅**します。
新規許可が良いかは大変悩むところです。

合併

運送業許可を有する会社が他の許可を有する会社を吸収し、ひとつの会社になることです。
合併される会社が一般貨物自動車運送事業許可を持っている場合、存続会社が一般貨物自動車運送事業**許可を持っていようがなかろうが合併認可申請**が必要です。

新設合併でも吸収合併と同様で、申請方法の細かい点は若干異なりますが、流れはほとんど同じです。

分割

運送業許可を有する会社の一部又は全部を他社に分割することです。
会社を分割する場合も、合併とほとんど同じ注意事項を気にしなければなりません。
分割登記には、運輸局から一般貨物自動車運送事業許可の**分割認可が下りていることが必要**です。新設分割、吸収分割のいずれのケースでも同様です。

どの場合も申請から認可が下りるまでの標準処理期間は2～3カ月となっており、**運輸局からの認可が下りないと、法務局で登記ができません。**



許認可のことが計画に入っておらず「3カ月後に合併する」というスケジュールを決めてから、許認可のことについてあたふた事業計画ストップ！なんてことにならないように。

大事な「許認可」を忘れないで！

僕に電話ください。(田口和雅)

合併、分割、譲渡譲受の認可が必要なのであれば、少なくとも半年前から許認可についても準備する必要があります。 早めにご連絡ください。「田口」まで